

帰化申請

帰化とは

「日本国民でない者は、帰化によって、日本の国籍を取得することができる。帰化をするには、法務大臣の許可を得なければならない。」国籍法第4条

帰化の一般的な条件

国籍法第5条第1項

少なくとも以下の条件を満たす必要があります。

- ① 引き続き5年以上日本に住所を有すること。
継続して5年以上ということですが、再入国許可を得て母国に帰国している場合などは大丈夫です。
- ② 20歳以上で本国法によって能力を有すること。
- ③ 素行が善良であること。
税金の納付状況、前科前歴、交通事故、道路交通法違反などが審査対象となります。
- ④ 自己又は生計を一にする配偶者その他の親族の資産又は技能によって生計を営むことができること。
- ⑤ 国籍を有せず、又は日本の国籍の取得によってその国籍を失うべきこと。
- ⑥ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊する事を企て、若しくは主張し、又はこれを企て、若しくは主張する政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入したことがないこと。

以上が国籍法5条1項の要件ですが、他に日本語の会話能力が求められます。会話だけではなく、小学校2年生程度の読み書きができることが必要です。

日本で生まれた方、日本人と結婚している方、お父さん又はお母さんが日本人である方などについては、上記の条件の一部がゆるやかになっています。

国籍法第6条

「引き続き5年以上日本に住所を有すること」が緩和される場合
以下に該当するときには「現に日本に住所を有するもの」に緩和される

- ① 日本国民であった者の子（養子を除く）で引き続き3年以上日本に住所又は居所を有するもの
- ② 日本で生まれた者で引き続き3年以上日本に住所若しくは居所を有し、又はその父若しくは母（養父母を除く）が日本で生まれたもの
（日本で生まれ、引き続き3年以上住んでいるか、日本で生まれ、父若しくは母も日本で生まれているもの）
- ③ 引き続き10年以上日本に居所を有するもの

国籍法7条

「引き続き5年以上日本に住所を有すること」が緩和され
「20歳以上で本国法によって能力を有すること」が免除される場合

日本国民の配偶者に対する緩和規定

- ① 日本国民の配偶者たる外国人で引き続き3年以上日本に住所又は居所を有し、かつ、現に日本に住所を有するもの
- ② 日本国民の配偶者たる外国人で婚姻の日から3年を経過し、かつ、引き続き1年以上日本に住所を有するもの

国籍法8条

「引き続き5年以上日本に住所を有すること」が緩和され
「20歳以上で本国法によって能力を有すること」および
「自己又は生計を一にする配偶者その他の親族の資産又は技能によって生計を営むことができること」が免除される場合

- ① 日本国民の子（養子を除く）で日本に住所を有するもの

父母どちらか一方が日本人である場合で、帰化により日本人となったものも含まれます。

- ② 日本国民の養子で引き続き1年以上日本に住所を有し、かつ、縁組の時本国法により未成年であったもの

養子縁組後に養親が日本国民となった場合も含まれます。

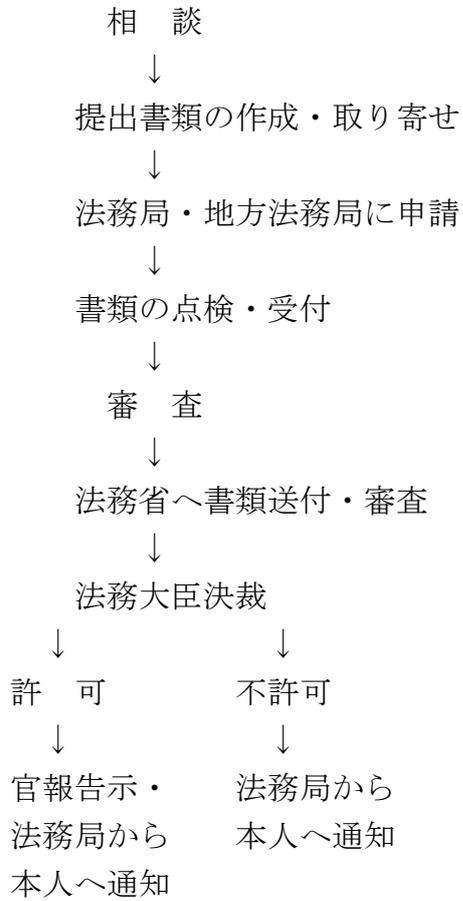
- ③ 日本の国籍を失った者（日本に帰化した後日本の国籍を失った者を除く）で日本に住所を有するもの

日本国籍の離脱者の国籍の回復

- ④ 日本で生まれ、かつ、出生の時から国籍を有しない者でその時から引き続き3年以上日本に住所を有するもの

帰化申請の手順

帰化申請は申請をされる本人が自ら住所地を管轄する、法務局・地方法務局に出向いて申請する必要があります。



必要書類

帰化申請をしようとする方自身が作成する書類

- ① 帰化許可申請書
- ② 親族の概要を記載した書類
- ③ 帰化の動機書
- ④ 履歴書
- ⑤ 生計の概要を記載した書類
- ⑥ 事業の概要を記載した書類
- ⑦ その他

帰化をしようとする方の本国や、日本の役所などから取り寄せる書類

- ① 外国人登録原票記載事項証明書
出生地、上陸年月日、在留資格、在留期間、申請前5年間の居住歴などが
証明されたもの
- ② 国籍を証明する書類
[韓国・朝鮮の方]
本国で発行された戸籍謄本（全部謄本）
[中国の方]
在日大使館・領事館が発行した国籍証明書、
又は本国で発行された戸籍謄本（全部謄本）
[その他の国の方]
本国政府が発行した国籍証明書

※パスポートをお持ちの方は、その写し。

親族関係を証明する書類

- [韓国・朝鮮の方]
本国で発行された戸籍・除籍謄本（全部謄本）
[中国の方]
公証書又は本国で発行された戸籍・除籍謄本（全部謄本）

[その他の国の方]

本国政府が発行した出生証明書、婚姻証明書、親族関係証明書など

親族の中に日本人の方がいる場合

- ・日本の戸籍、除籍謄本（全部謄本）と住民票

帰化をしようとする方やその親族が、日本の市区町村役場へ戸籍の届をしている場合

（出生届、死亡届、婚姻届、離婚届、認知届、養子縁組届など）

- ・戸籍届書類記載事項証明書

納税を証明する書類

[会社員の方]

源泉徴収票など

[個人で事業を営んでいる方]

所得税の納税証明書など

[会社を営んでいる方]

法人税の納税証明書など

収入を証明する書類

[会社員の方など]

勤務していることと、1か月の給与の証明書

※日本語以外の文字で作成されている書類には、必ず翻訳者を明らかにした日本語の訳文を添付すること